資料　１

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議
設立趣旨

中川において、出水時の浸水被害を防ぐため、目標流量の安全な流下のための流出抑制対策や埼玉県による洪水調節施設の整備と共に、放水路による洪水調節や河道掘削・築堤・堤防嵩上げ等を実施することが必要となっている。

一方、河道掘削が予定されている中川中島地区右岸側の高水敷に繁茂したマダケ林にサギ類のコロニーが形成されている。本コロニーは、埼玉県内で数少ない数百羽以上が繁殖する県下最大規模のコロニーの一つであり、自然環境としても埼玉県を代表する重要な地区となっている。

このことから、中川の治水整備にあたり、サギ類コロニーの保全対策方針作成のために必要な調査や対策等について指導、助言を得るため、有識者で構成する「中川のサギ類コロニー保全対策検討有識者会議」を設立し、「中川のサギ類コロニー保全対策方針（以降、保全対策方針)」がとりまとめられた。

そこで、今後、中川・綾瀬川の流域治水が進むなか、流域のサギ類のコロニーの保全対策のフォローアップ等の取り組みが進められるよう、助言等を得るため、有識者で構成する「中川サギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議」を設立するものである。

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議　規約

第１条（名称）
本会は、「中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議」（以下「本会議」という）と称する。

第２条（目的）
本会議は、「中川のサギ類コロニー保全対策方針」も踏まえ、流域のサギ類のコロニーの保全対策等の推進のために、指導、助言等を行うことを目的とする。

第３条（組織等）
本会議は、江戸川河川事務所長が設置する。
２ 本会議は、別添に掲げる委員で組織し、江戸川河川事務所長が委嘱する。
３ 委員の任期は、委員就任の日からおおむね２年間とし、再任を妨げない。
４ 本会議が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
５ 特に検討を要する事項については、必要に応じてプロジェクトチームを設置することができる。

第４条（座長）
本会議には、会務を総括する座長を置くこととする。
２ 座長に事故があるときは、座長が指名する委員が職務を代行する。

第５条（会議）
本会議は、江戸川河川事務所長の要請を受け、座長が招集する。
２ 本会議は、委員の半数以上の出席をもって行う。

第６条（事務局）
本会議の事務局は、江戸川河川事務所に置く。

第７条（規約の改正）
本規約の改正は、委員総数の３分の２以上の同意を得て行うものとする。

第８条（その他）
この規約に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、座長が本会議に諮って定める。

附則（施行期日）
この規約は、令和７年 12 月 5 日から施行する。

別 添

中川のサギ類コロニー保全対策方針フォローアップ会議

委 員

氏 名	所 属
浅枝　隆	埼玉大学　名誉教授
一ノ瀬　友博	慶應義塾大学　環境情報学部　学部長･教授
嶋田　知英	埼玉県環境科学国際センター　温暖化対策担当　担当部長
堂本　泰章	公益財団法人埼玉県生態系保護協会　専務理事
徳永　幸彦	筑波大学 生命環境系　准教授
益子　美由希	国立研究開発法人 農業･食品産業技術総合研究機構　畜産研究部門　動物行動管理研究領域　動物行動管理グループ　主任研究員
小池　聖彦	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 事務所長
相談役 三島　次郎	桜美林大学　名誉教授

所属は R7.12 月時点